

輸出者等誓約書に基づく我が国を仕向地とする貨物の再輸出等の際の事前同意について

輸出注意事項15第32号 平成15・07・07 貿局第2号

平成15年7月14日 経済産業省貿易経済協力局

「大量破壊兵器関連貨物・技術の輸出管理について」（平成4年7月31日付け4貿局第283号）及び「通常兵器関連貨物・技術の輸出管理について」（平成8年9月4日付け8貿局第365号）に基づき、需要者等から貨物の再輸出又は技術の再提供のための事前同意を求められた輸出者等は、輸出者等の誓約書により経済産業省の事前同意を得ることが必要となっているところですが、平成15年7月14日以降、需要者等から求められた事前同意の内容が我が国を仕向地とする貨物の再輸出又は技術の再提供である場合については、経済産業省の事前同意を得ることは不要としますので、お知らせします。

また、役務取引の許可を受けて提供した設計又は製造に係る技術を使用して提供の相手方が製造した製品の販売先の確定に伴い、提供の相手方から事前同意を求められた場合の経済産業省の事前同意についても、我が国を仕向地として輸出される場合には不要とします。